

I . 監査業界の概観

I. 監査業界の概観

1. 公認会計士の状況

(1) 公認会計士制度の導入

我が国に公認会計士制度が導入されたのは昭和 23 年のことである。すなわち、昭和 22 年に証券取引法（現「金融商品取引法（以下「金商法」という。）」）が公布され、株式、社債などの有価証券を発行又は募集する会社は届出をしなければならないこととされたが、昭和 23 年の証券取引法の全部改正と公認会計士法（以下「法」という。）の公布・施行により、有価証券の発行者に公認会計士による監査証明の取得が義務付けられたのである。

これに伴い、公認会計士試験の実施等のために会計士管理委員会（所掌事務の移管等を経て昭和 27 年に公認会計士審査会となり、平成 16 年に現在の公認会計士・監査審査会に拡充・改組）が設置された。また、昭和 24 年に企業会計原則、昭和 25 年に監査基準が公表された。

現在の法には、公認会計士の使命と職責について、以下のように明記されており、公認会計士は、監査証明業務であれ非監査証明業務であれ、常にその使命と職責を自覚し、業務を遂行しなければならない。

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（法第 1 条）。」

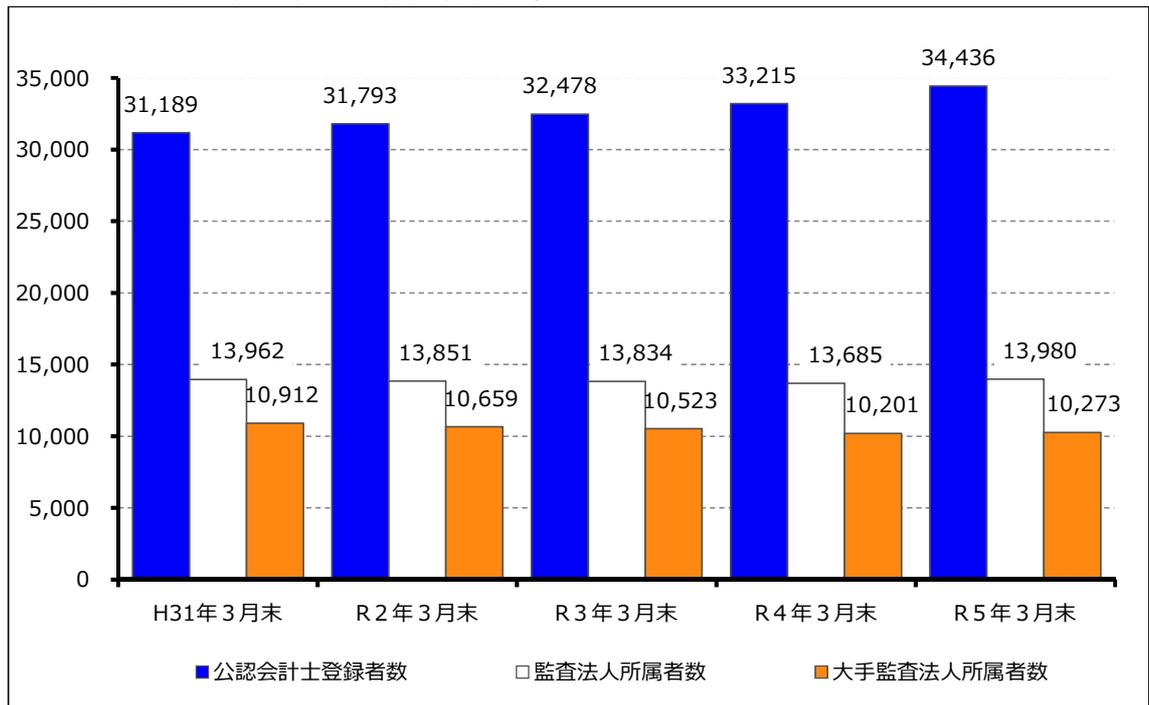
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（法第 1 条の 2）。」

(2) 公認会計士の状況

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件（業務補助、実務補習等）を満たした上で、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に備えられている名簿に登録を受けなければならない（法第 3 条、第 17 条、第 18 条）。

公認会計士登録者数はここ数年緩やかに増加しているが、監査法人所属者数は横ばいであり、登録者数に占める監査法人所属者数の割合は平成 31 年 3 月末の 44.8%から年々低下し、令和 5 年 3 月末は 40.6%となっている。なお、監査法人所属者のうち大手監査法人所属者は約 7 割を占めている（図表 I - 1 - 1）。

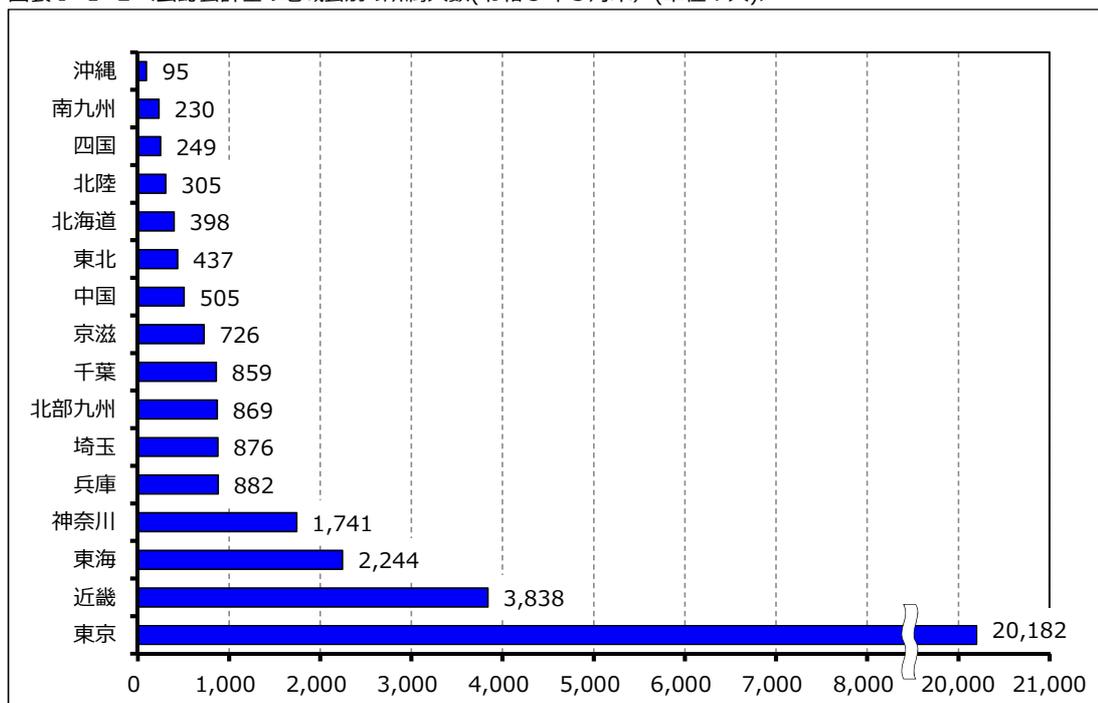
図表 I - 1 - 1 <公認会計士登録者の数の推移 (単位：人)>



(資料) 協会データより審査会作成

公認会計士は、協会の会員とならなければならず（法第 46 条の 2）、全国の各地方に設けられた協会の支部である地域会（令和 5 年 3 月末現在 16 地域会）に所属している。地域会別の所属人数をみると、公認会計士の約 7 割が首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の地域会に所属している（図表 I - 1 - 2）。

図表 I - 1 - 2 <公認会計士の地域会別の所属人数(令和 5 年 3 月末) (単位：人)>

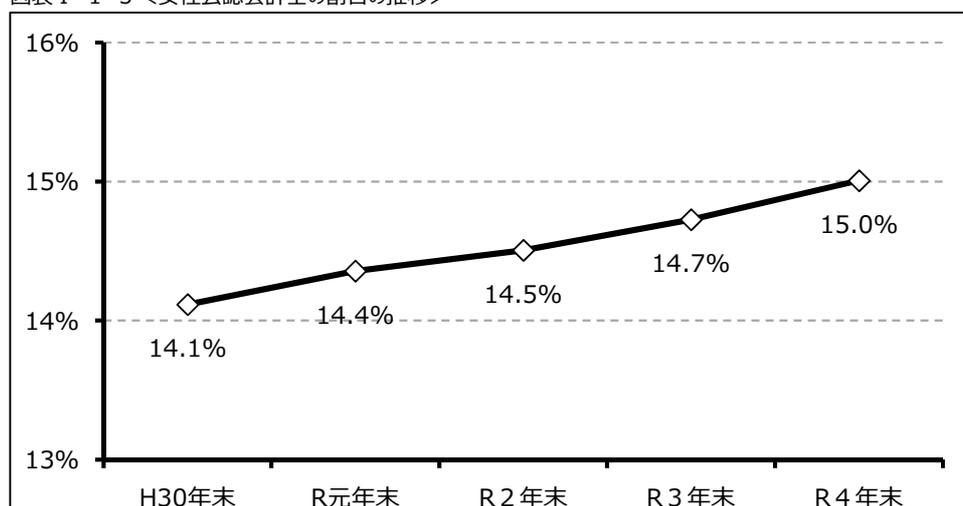


(資料) 協会データ（会員数等調）より審査会作成

(3) 公認会計士の女性割合

公認会計士登録者全体に占める女性の割合は、漸増しており、令和4年末には15.0%になり（図表I-1-3）、税理士¹と同水準になっている。一方で、英米²や弁護士¹に比べると依然として低い割合となっている。

図表 I - 1 - 3 <女性公認会計士の割合の推移>



(資料) 協会データより審査会作成

■女性公認会計士活躍への取組■

監査業界は、女性公認会計士がより一層活躍するための取組を進めている。例えば、協会では、女性の比率を2030年度までに公認会計士試験合格者の30%、2048年度までに会員・準会員の30%にするとし、旧姓使用、就業・復職の支援、出産・育児等による休職中のCPD（継続的専門能力開発制度）及び会費の免除・軽減といった取組を実施している。大手監査法人では、管理職における女性比率等のKPIの設定、女性管理職の育成、ライフステージ毎の支援や、多様な働き方を受け入れる組織風土を醸成するための研修やセミナーの開催、ネットワーク構築の支援等の取組が見られる。

また、令和5年4月に施行された改正公認会計士法において、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直しが行われている。従来、監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合、当該監査法人が当該会社等の監査証明業務を提供することは禁止されていたが、法改正により、この業務制限の対象社員を監査証明業務に関与する社員等に限ることとされたことから、今後、監査法人における社員の多様化と共に、女性公認会計士の活躍の進展が期待される。

審査会では、公認会計士試験の女性受験者拡大のため、高校や大学での講演や公認会計士試験パンフレットを通じて、公認会計士の魅力ややりがい、キャリアプランなど、女性公認会計士からのメッセージを発信している。また、令和4年公認会計士試験合格者に占める女性の割合は22.5%である。男女別の合格率は女性6.74%、男性8.1%であり、いずれも前回より減少しているが、女性の合格者数は令和3年試験の合格者数より増加しており、ここ数年の女性の願書提出者数及び合格者数は増加傾向が認められる。

¹ 内閣府男女共同参画局「令和4年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」によると、令和4年3月末時点での税理士の女性比率は15.5%、令和4年9月末時点での弁護士の女性比率は19.6%

² 米国及び英国の公認会計士の女性比率は、以下のとおり。

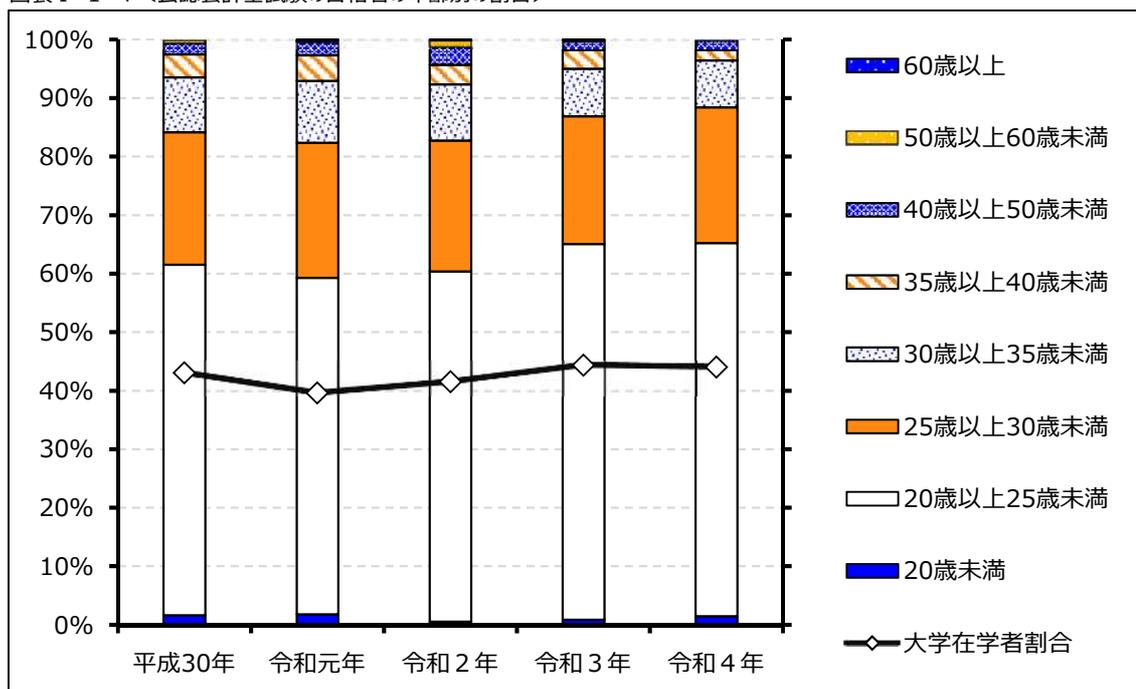
米国：AICPA“2021 Trend Report”、2020年会計事務所勤務の米国公認会計士によると、女性比率は46%

英国：Financial Reporting Council“Key Facts and Trends in the Accountancy Profession 2022”、英国には複数の公認会計士協会があり、その平均値によると、女性比率は37%

(4) 公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合

公認会計士試験の合格者を年齢別にみると20歳以上25歳未満の構成割合が最も高く、令和4年試験では、63.8%となっている。また、職業別にみると、学生（専修学校・各種学校受講生を除く。）の割合が最も高く、そのうち大学（短大を含む。）在学中の割合は令和4年試験では44.1%となっている（図表I-1-4）。

図表I-1-4 <公認会計士試験の合格者の年齢別の割合>



(資料) 審査会の公認会計士試験合格者調から審査会作成

2. 監査事務所の状況

監査事務所、すなわち、監査証明業務を行う公認会計士事務所は、令和4年3月末において2,407存在しているが、その業務内容や態様は多様である。

監査証明業務には、法定監査と任意監査がある。法定監査は法律によって公認会計士監査が求められるものである。公認会計士監査が導入された当初、法定監査は金商法監査のみであったが、その後、会社法に基づく公認会計士監査、更に私立学校振興助成法に基づく学校法人監査が導入され、現在では労働組合、信用金庫、信用組合、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人の監査等、多数の法定監査がある。監査証明業務については 3. 被監査会社等の状況 (1) 監査証明業務の種別の状況 (23 ページ) でより詳しく説明する。

また、監査事務所には、監査法人、共同事務所及び個人事務所がある。監査法人とは、監査証明業務を組織的に行うことを目的として、法に基づき設立される法人をいう。昭和41年に監査法人制度が創設された当時、企業規模の拡大や経営の多角化に伴い、監査証明業務が増大・複雑化し、加えて、特に当時は多くの不正会計事件が発生していたため、公認会計士監査の存在意義が問われている状況にあった。そこで、監査品質の向上を図るため、監査法人制度を導入し組織的監査を推進することとなったのである。

審査会では、監査事務所をその規模に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の3つに分類している。それらを規模及び監査業務で整理すると次のように分類される(図表 I - 2 - 1)。この分類において、審査会のモニタリングの対象となるのは、主として、金商法監査のうち上場国内会社(外国会社を除く。以下同じ。)の監査を行う監査事務所である。

図表 I - 2 - 1 <監査事務所の分類(令和4年3月末)>

| 監査事務所 | 事務所数 | 法定監査 | | | 任意監査 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----|------|
| | | 金商法監査(注3) | 会社法監査 | その他 | |
| 大手監査法人 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 準大手監査法人 | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中小規模監査事務所 | 2,398 | ○(注4) | ○ | ○ | ○ |
| (内訳) | 中小監査法人 | | | | |
| | 共同事務所(注1) | | | | |
| | 個人事務所(注1) | | | | |

(注1) 協会に提出された、監査概要書(写)及び監査実施報告書に記載されている令和3年度(決算日:令和3年4月1日~令和4年3月31日)の監査事務所数

(注2) 上図表では、表中の「○」は当該業務が実施できることを示す。

(注3) 上場国内会社を監査するには上場会社等監査人登録が必要である。

(注4) 個人事務所が上場会社の監査証明を行う場合には、法及び各取引所の有価証券上場規程により、他の公認会計士等と共同で行う必要がある。

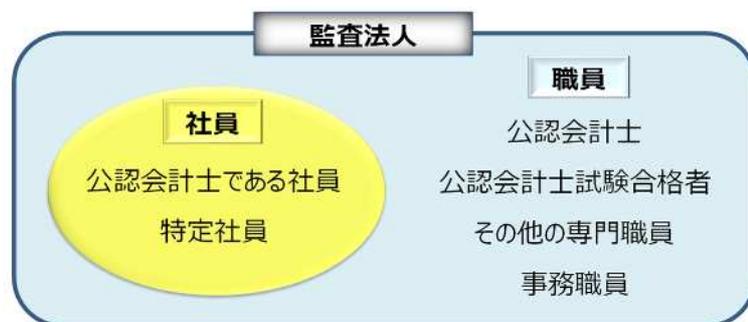
(1) 監査法人の組織

監査法人は、5人以上の公認会計士を含む者の出資によって設立され、出資を行った者は社員（パートナー）となって監査法人の経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。監査法人にはそのような社員だけで構成されるものもあるが、一定の規模を持つ場合には、公認会計士（監査法人の社員となるための出資を行っていない公認会計士）や公認会計士試験合格者（公認会計士試験に合格しているが、実務補習や業務補助を経て、公認会計士として登録するに至っていない者）、各種専門家等を職員として雇用しているのが通常である。

かつて監査法人の社員は、公認会計士に限られていた。しかし、現代の高度化した経済社会において、監査法人の適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、経営、法律、IT、年金数理等を含めた広範な知識と経験が社員に求められている。そのため平成19年の法改正により、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認める「特定社員制度」が創設された。ただし、監査法人に特定社員が加入する場合には、監査法人の社員のうち公認会計士である社員が、社員全体の75%以上を占めなければならない。令和4年度の大手監査法人の社員合計1,990人のうち、特定社員は141人となっている。

監査法人の人員構成のイメージは、次のようになる（図表I-2-2）。人員の構成状況については、Ⅲ.監査事務所の運営状況 1.業務管理態勢（3）監査法人の構成員の状況（64ページ）でより詳しく説明する。

図表I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



（資料）池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成21年）55ページの図を参考に、審査会作成

| | 大手監査法人 | 準大手監査法人 | 中小監査法人 |
|-------|-----------------|-------------|-----------|
| 社員数 | 約180人～約600人 | 約30人～100人弱 | ～約40人（注2） |
| 常勤職員数 | 約2,600人～約6,900人 | 約200人～800人強 | ～約90人（注2） |

（注1）監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3（監査法人の規模別の特徴）（57ページ）を参照のこと。

（注2）社員数及び常勤職員数が大きく乖離している1法人を除く。

現在では、大手上場国内会社を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場国内会社やこれに類する大企業の監査の大部分を担う大手監査法人は、所属する人員が数千人を超え、また、それに続く準大手監査法人でも 200 人を超える規模となっている。

また、監査法人の規模が大きくなると、職員の能力や経験等により、監査法人の内部に職階を設けて組織運営を行うことが必要になる（図表 I - 2 - 3）。職員はスタッフ、シニアスタッフからマネージャー、シニアマネージャーを経て、選考の上、社員（パートナー）に登用されることが一般的である。なお、近年大手監査法人を中心に、監査アシスタント（公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員）の採用数を増加させることで、公認会計士の業務負担を軽減させ、公認会計士が専門的な判断を要する業務に注力できるようにする施策を講じている事例もみられている。

近年における監査法人の規模の拡大と組織運営の複雑化は、監査品質を確保することの難しさをますます顕在化させている。このような状況を踏まえて、平成 29 年 3 月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が策定され、大手監査法人・準大手監査法人を中心に採用されている。なお、監査法人のガバナンス・コードの改訂の状況については、Ⅲ.監査事務所の運営状況 1. 業務管理体制 （2）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組（58 ページ）を参照のこと。

図表 I - 2 - 3 <大手監査法人の職階イメージ>

| | スタッフ | シニアスタッフ | マネージャー | シニアマネージャー | パートナー |
|----------|---|---------|-------------------------------------|-----------|--------------------|
| 役割 | 上位者の指導・監督の下、監査業務の実作業を行う。経験に応じ中小規模被監査会社の監査チームの統括 | | 監査チームの統括 | | 監査業務全体の統括や法人の経営に関与 |
| 求められるスキル | 監査実務及び会計・監査に関する専門知識の習得 | | スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力 | | 責任者として高度な能力 |
| 主な研修 | 会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修等 | | | | |
| | 監査手続関連研修等 | | マネジメント研修・専門領域別研修等 | | |

（注）詳細は Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（4）監査業務を実施する組織体制（69 ページ）及び（5）監査業務をサポートする組織体制（71 ページ）を参照のこと。

（2）監査事務所の品質管理体制の整備と対応状況

監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要となる。

「監査に関する品質管理基準」は監査証明業務を対象として平成 17 年に策定されたもので

あるが、監査法人に業務管理体制の一環として品質管理の整備が求められる対象業務は、監査証明業務に限られず、監査法人の業務全般を含むものと解される。したがって、監査法人は、監査証明業務以外の業務についても、業務に関する職業倫理の遵守等が求められる。

なお、「監査に関する品質管理基準」に関し、国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント)等の新設・改訂を踏まえ、令和3年2月から企業会計審議会監査部会において議論が開始され、同年11月に企業会計審議会総会において、「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」が取りまとめられた。改訂された監査に関する品質管理基準(以下、「改訂基準」という。)では、監査事務所自らが、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因分析に基づき改善

することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することとされた。

また、当該改訂基準では、品質管理システムの構成要素として、

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

を設けなければならないこととされた。

さらに、当該改訂基準では、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることなどを新たに求めている。

なお、当該改訂基準については、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から適用される。

大手監査法人においては、令和4年12月から適用が開始されたISQM1等への対応をグローバルネットワークと連携しながら先行して進めており、これと並行して改訂基準への対応を進めている。大手監査法人及び一部の準大手監査法人は、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂基準に基づいて評価項目を追加するなど、改訂基準で求め

られる品質管理システムの構成要素の整備を終え、改訂基準の適用に向けたドライランを実施している。

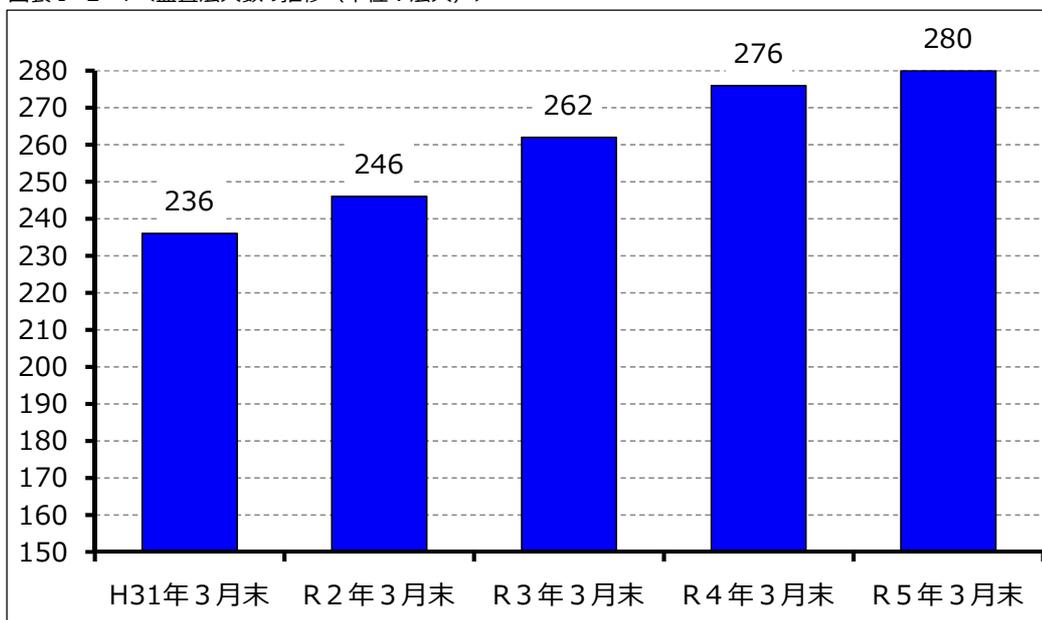
また、大手監査法人においては、定期的な検証で評価した根本原因分析に基づき、品質管理システムの改善施策を実施することや、品質管理責任者等が品質管理システムに関する自己評価を実施し、品質管理システムのリスク評価を適時に見直すことなど、整備した品質管理システムを改訂基準の適用後も継続して現場に浸透させ、形骸化させないための対策を検討している。

中小規模監査事務所においては、令和4事務年度における報告徴収（55事務所を対象）によれば、改訂基準について、約90%が協会の研修受講や公表情報の収集等を通じて、適用に向けた検討を始めている、または情報収集をしている一方、約10%は具体的な準備に着手していないとしている。

（3）監査法人数の推移

監査法人の数は近年増加傾向にある。令和5年3月末は280法人であるが、令和4年4月から令和5年3月までの間に、9法人が解散又は合併により消滅し、13法人が設立されたことから、前年同期比で4法人の純増となった（図表I-2-4）。なお、平成30年度以降の合併の状況については、（4）監査法人の合併の状況（20ページ）を参照のこと。

図表I-2-4 <監査法人数の推移（単位：法人）>



（注1）令和3年3月末における監査法人の数は、令和3年版モニタリングレポート公表後に把握した情報を踏まえ、修正している。

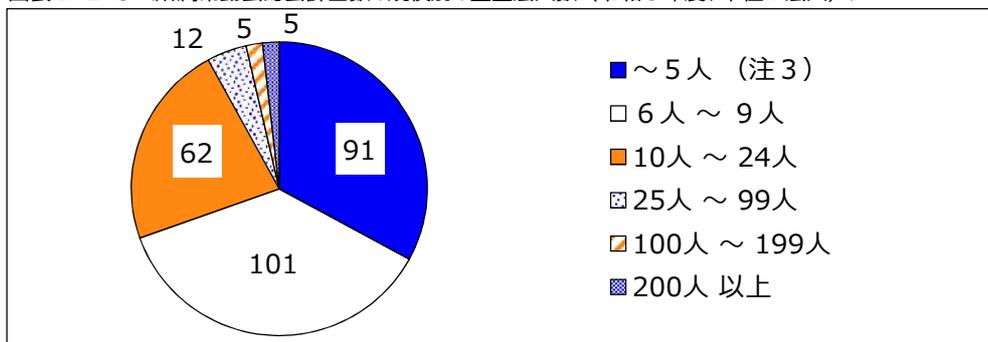
（注2）令和5年3月末における有限責任監査法人は36法人。

（資料）協会データ（会員数等調）及び各監査法人からの届出書より審査会作成。有限責任監査法人一覧は金融庁ウェブサイトにて公表。

監査法人を所属常勤公認会計士数で分類すると、25人未満の法人が全体の90%超を占

めている（図表 I - 2 - 5）。

図表 I - 2 - 5 <所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（令和 3 年度、単位：法人）>



（注 1）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計である。

（注 2）令和 3 年度に各監査法人から提出された業務報告書等より 276 法人を集計

（注 3）監査法人に所属する公認会計士である社員数が 4 人以下となった場合は原則解散となるが、法上 6 か月間の猶予期間が設けられている。

（注 4）各監査法人の業務報告書は決算期により提出時期が異なり、本レポートのデータ集計作業の都合上、中小監査法人については令和 3 年度の情報を利用している（以降の図表も同様）。

（4）監査法人の合併の状況

平成 30 年度以降、監査法人の合併は 9 件ある（図表 I - 2 - 6）。合併の主な理由として、規模拡大による経営基盤の強化や業務エリアの拡大を目指すことなどを挙げている。

図表 I - 2 - 6 <平成 30 年度以降に合併を行った監査法人（令和 5 年 3 月末）>

| 年度 | 存続法人 | 消滅法人 |
|-----|-----------------------------|-------------|
| H30 | 太陽有限責任監査法人 | 優成監査法人 |
| | 東邦監査法人 | 監査法人青柳会計事務所 |
| R 元 | 監査法人双研社（双研日栄監査法人） | 日栄監査法人 |
| R 2 | アーク有限責任監査法人 | 近畿第一監査法人 |
| | 西日本監査法人（暁和監査法人） | 日比谷監査法人 |
| R 3 | 監査法人彌栄会計社 | 京浜監査法人 |
| R 4 | 協立監査法人（協立神明監査法人） | 神明監査法人 |
| | Moore 至誠監査法人（Moore みらい監査法人） | きさらぎ監査法人 |
| | SKIP 監査法人 | 監査法人五大 |

（注）括弧内は存続法人の令和 5 年 3 月末時点の名称を記載

（資料）各監査法人の公表資料より審査会作成

準大手監査法人（5 法人）に対する令和 4 事務年度の報告徴収によれば、そのうち 4 法人が将来の業務運営戦略の一つとして合併を検討するとしている。

中小監査法人に対する同事務年度における報告徴収（42 法人を対象）によれば、約 35%が良い合併先が見つかれば検討したいとしている。

(5) 財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）

監査法人は、監査証明業務を行うほか、監査証明業務以外の保証業務や株式公開支援、IFRS 導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザーサービスなどの非監査証明業務を行っている。

令和4年度（中小監査法人は令和3年度）までの5年間の業務収入をみると、大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査法人のいずれも増加傾向にある。

また、令和4年度の業務収入に占める監査証明業務収入の割合をみると、大手監査法人では、約70%であるのに対して、準大手監査法人と中小監査法人では、それぞれ約95%、約90%と監査証明業務の割合が高い（図表I-2-7）。なお、監査法人グループの業務収入については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 (9) 監査法人が属する国内グループの状況（88ページ）を参照のこと。

監査法人の規模別の特徴は以下のとおりである。

① 大手監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、大手監査法人全体では約70%から約75%の間で推移している。その内訳は、4法人のうち3法人においては、約60%から約85%の間で推移しており、1法人においては、約50%で推移している。なお、令和4年度の大手監査法人全体の監査証明業務収入の割合は、同年度の財務関連アドバイザーサービスなどの非監査証明業務収入が増加したことから、令和3年度と比較して、やや減少している。

大手監査法人では、非監査証明業務を行うことが人材育成のための多様な業務経験の機会の提供となる、幅広い経験や知識を得ることが監査品質の向上にも繋がる効果があることなどに加えて、人材を確保するためにも効果があるとの方針により、一定程度の非監査証明業務も必要であるとする業務運営を行っている。

② 準大手監査法人の状況

監査証明業務収入は増加傾向にあり、監査証明業務収入の割合は90%を超える水準で推移している。

準大手監査法人では、監査証明業務を中心とした業務運営を行っていることから、非監査証明業務に関しては、監査証明業務と併せて実施することが有用であるとされる業務や、人員等の状況を踏まえ実施可能な業務に限定する業務運営を行っている。

なお、準大手監査法人間では収入規模の格差が大きく、今後の合併等の動向によりその格差は変わる可能性がある。

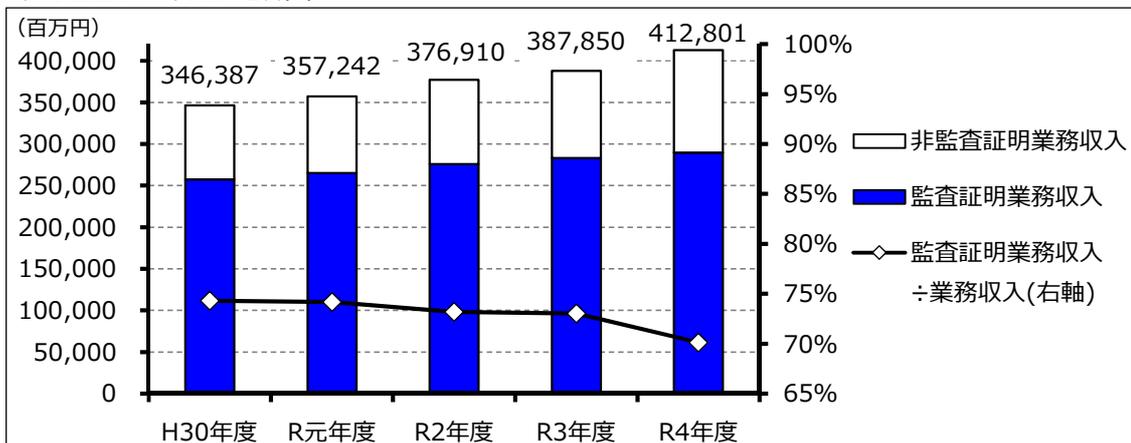
③ 中小監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、90%前後で推移している。

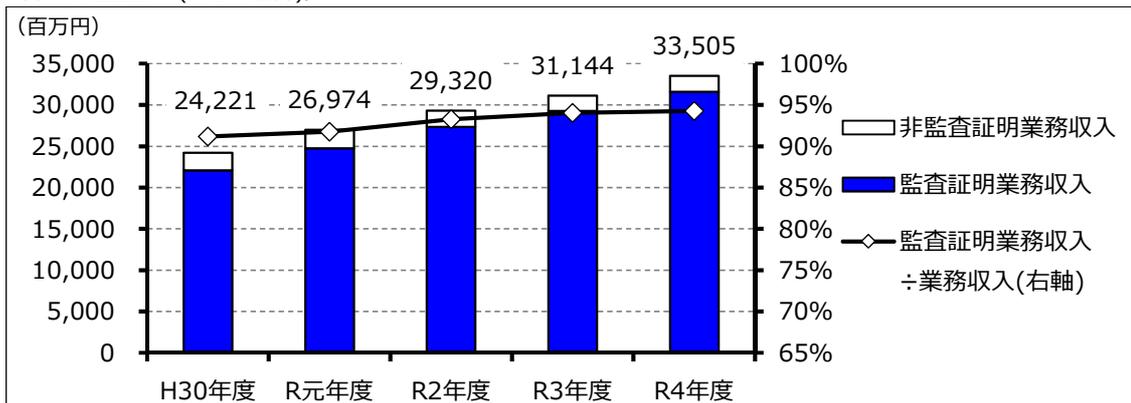
中小監査法人の業務収入は総じて少ないが、業務収入の規模が上位である法人には、大手監査法人を中心に監査契約解除を行った被監査会社に係る監査契約の新規締結を

行ったことにより、業容を拡大する傾向がみられる。なお、会計監査人の異動の状況については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動 (99 ページ) を参照のこと。

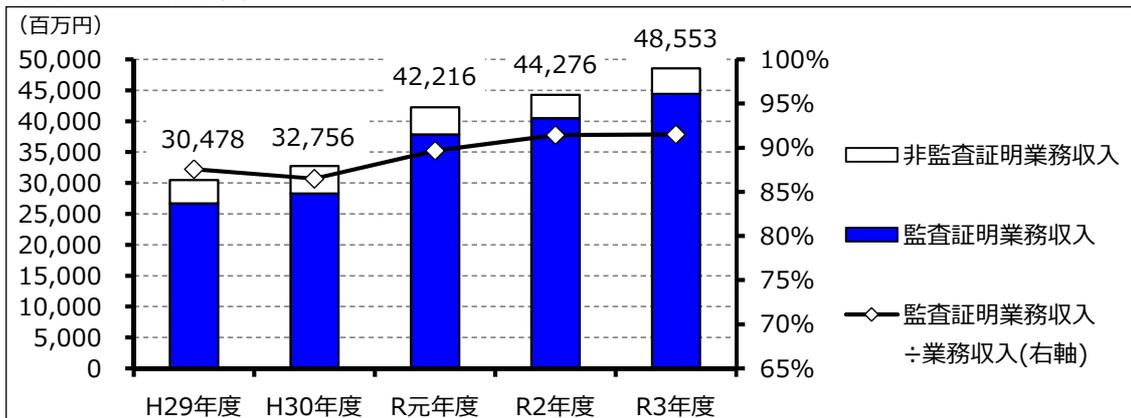
図表 I - 2 - 7 <業務収入、その内訳及び業務収入に占める監査証明業務収入の割合の推移>
(大手監査法人 (4 法人合計))



(準大手監査法人 (5 法人合計))



(中小監査法人 (合計))



(注1) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和4年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和3年度 (令和3年4月から令和4年3月) までを対象としている。中小監査法人の法人数は、各年度により異なり、令和3年度は253法人を集計している。

(注2) 令和元年度は1法人の監査証明業務収入が大幅に増加したことにより、全体としても大きく増加している。

(資料) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

3. 被監査会社等の状況

監査証明業務は、会計監査人による監査を義務付ける法令や被監査会社等の事業規模及び事業展開等により、その内容や実施状況は様々である。

(1) 監査証明業務の種別の状況

前述（2. 監査事務所の状況（15 ページ）を参照）のとおり、監査証明業務には、金商法、会社法、私立学校振興助成法、労働組合法等の法律に基づく監査（法定監査）と、監査の目的や内容が当事者間で決められて実施される監査（任意監査）とがある。監査法人における監査証明業務の種別の状況は以下のとおりである（図表 I - 3 - 1）。

図表 I - 3 - 1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

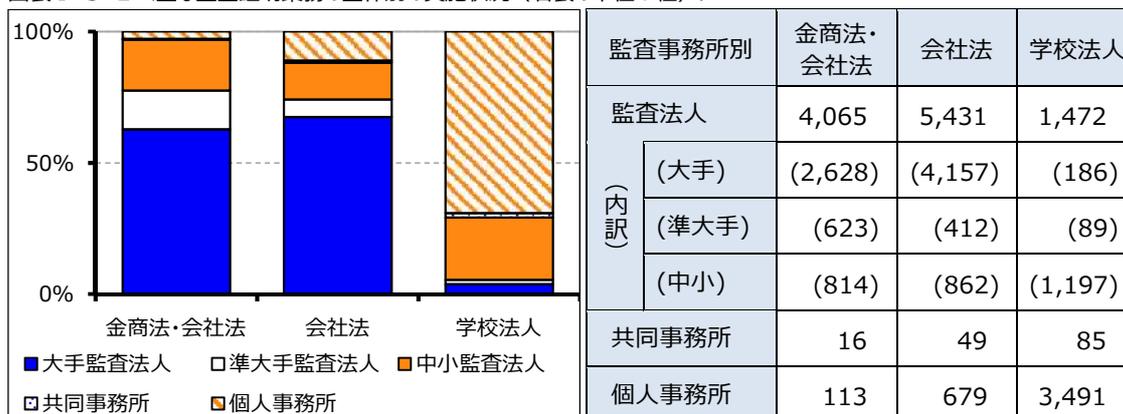
| 種別 | 法定監査 | | | | | | 任意監査 | 計 |
|-------|---------|-----|-------|-------|------|-------|-------|--------|
| | 金商法・会社法 | 金商法 | 会社法 | 学校法人 | 労働組合 | その他 | | |
| 社数 | 4,091 | 300 | 5,430 | 1,561 | 414 | 3,856 | 5,521 | 21,173 |
| 割合(%) | 19.3 | 1.4 | 25.7 | 7.4 | 2.0 | 18.2 | 26.0 | 100.0 |

(注1) 令和3年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

(注2) 「金商法・会社法」は金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」「会社法」はそれぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

監査証明業務を行う主体は監査法人、共同事務所及び個人事務所である。主な監査証明業務について主体別の実施状況をみると、金商法・会社法監査や会社法監査については大手監査法人が6割～7割の監査を実施しているのに対し、学校法人監査については個人事務所が約7割の監査を実施している（図表 I - 3 - 2）。

図表 I - 3 - 2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



(注1) 令和3年4月期から令和4年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表 I - 3 - 1 のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

(注2) 「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

(資料) 協会データより審査会作成

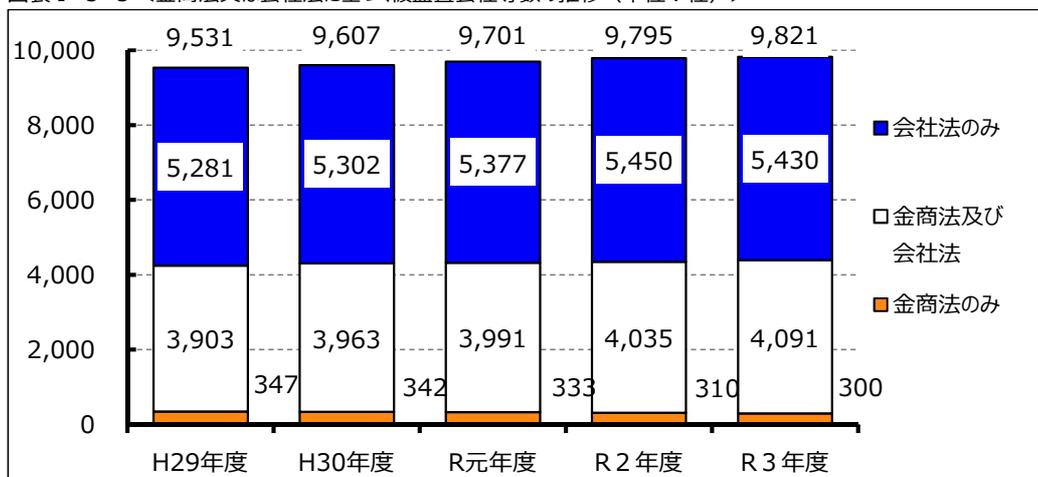
(2) 金商法・会社法監査の状況等

金商法又は会社法に基づく法定監査の被監査会社等や上場国内会社を対象とした分析結果は以下のとおりである。

① 金商法又は会社法に基づく被監査会社等数及び監査法人の規模別シェア

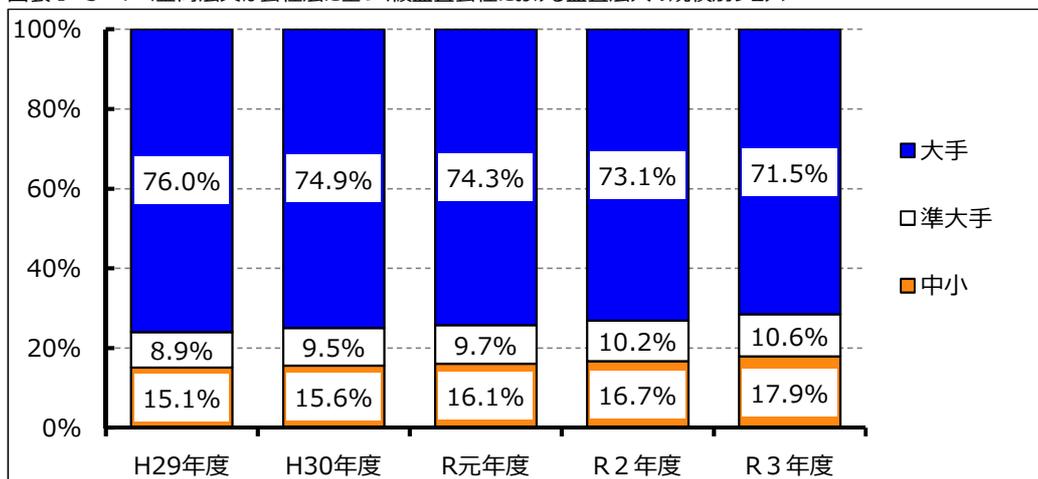
金商法又は会社法に基づく被監査会社等数に大きな変化はない(図表 I - 3 - 3)。監査法人の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが減少し、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが毎年増加している(図表 I - 3 - 4)。

図表 I - 3 - 3 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等数の推移(単位:社)>



(注) 各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

図表 I - 3 - 4 <金商法又は会社法に基づく被監査会社における監査法人の規模別シェア>



(注) 各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

② 上場国内会社における監査事務所の規模別シェア

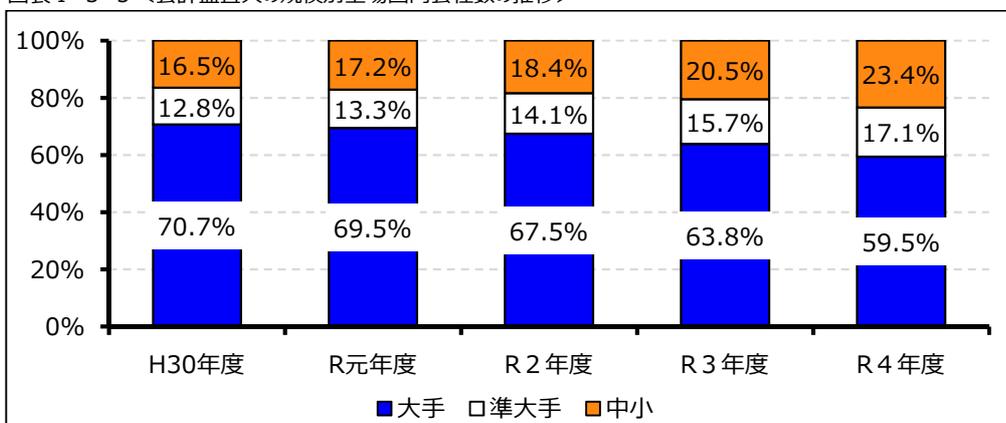
上場国内会社の約6割、時価総額ベースで約9割を大手監査法人が監査している傾向が過去から継続している。これは、時価総額の大きな上場国内会社は業務規模も大きく、また、業務が複雑で国際的なものが多く、その監査には多数の監査人員及び多様な専門能力

等を必要とするため、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる（図表 I-3-5、I-3-6）。

令和4年度末の上場国内会社数 3,897 社の会計監査人を規模別で見ると、大手監査法人が 2,317 社、準大手監査法人が 668 社、中小監査法人等が 912 社。上場国内会社の時価総額 751 兆 916 億円を会計監査人の規模別で見ると、大手監査法人が 676 兆 6,852 億円、準大手監査法人が 44 兆 1,131 億円、中小監査法人等が 30 兆 2,933 億円である。

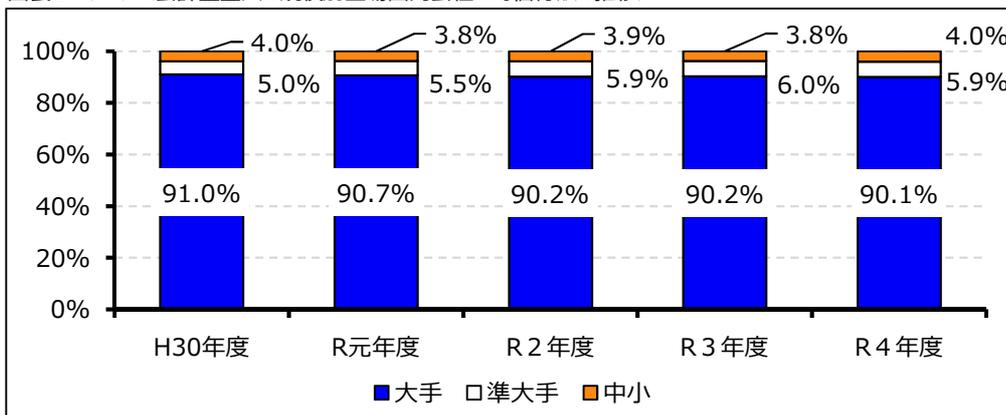
なお、令和4年度末における時価総額上位 20 社（時価総額の約 27%を占める）のうち、18 社を大手監査法人が監査している。

図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I-3-6 <会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

③ 決算月別の上場国内会社数及び時価総額

上場国内会社の決算期をみると、3月決算の会社が会社数では 60%、時価総額ベースでは 79%を占めており、監査業務が特定の時期に集中する背景となっている（図表 I-3-7、I-3-8）。

図表 I - 3 - 7 <決算期別上場国内会社数（令和 5 年 3 月末）>



（資料） QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 8 <決算期別上場国内会社の時価総額（令和 5 年 3 月末）>



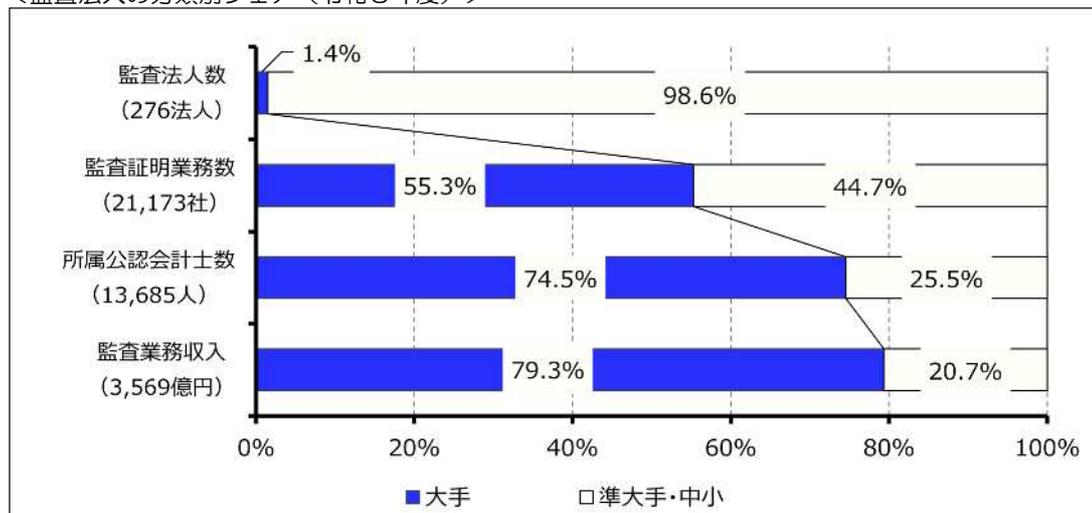
（資料） QUICK、取引所データより審査会作成

■ 大手監査法人への集中 ■

令和 3 年度末時点における 276 監査法人について、法人の規模により監査証明業務数、所属公認会計士数、監査業務収入をみると、これらにおける大手監査法人の割合は高い。

なお、近年においては、大手監査法人の監査契約の継続に関する業務運営とも関連し、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向にある（Ⅲ. 監査事務所の運営状況 5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動（99 ページ）を参照）。

< 監査法人の分類別シェア（令和 3 年度） >



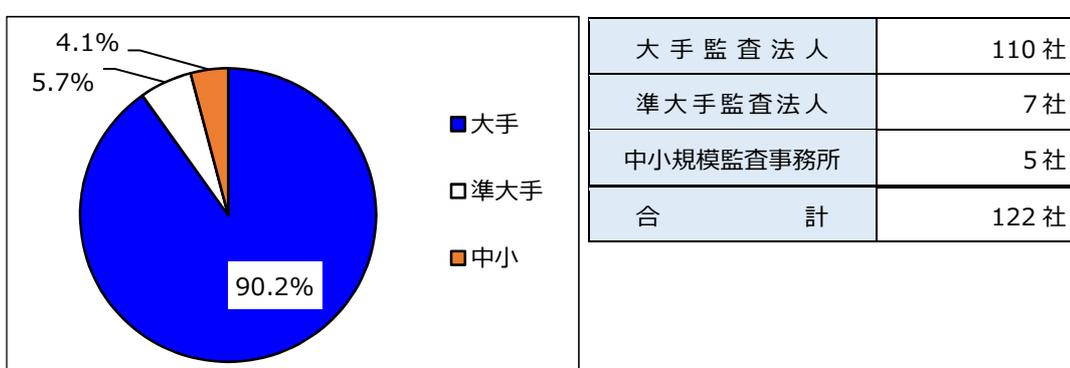
（注） 令和 3 年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

(3) 金融機関監査の状況

上場金融機関（122社）の90%を大手監査法人が監査をしており、時価総額ベースで見ると大手監査法人の割合は99%を占める状況にある。上場国内会社全体の状況と比較すると、大手監査法人の占める割合がより高くなっている（図表I-3-9、I-3-10）。上場国内会社全体の状況は、(2) 金商法・会社法監査の状況等（24ページ）を参照のこと。

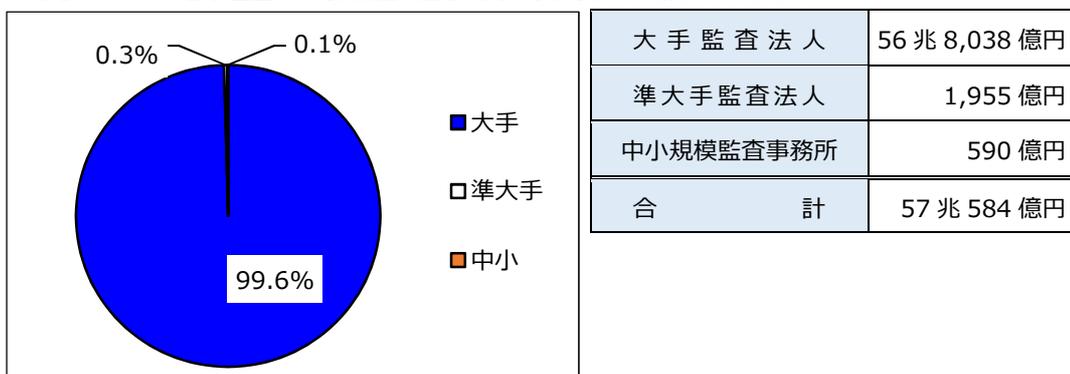
なお、大手監査法人では、上場金融機関における業態特有の会計や監査に対応するため、業態に特化した組織体制及び審査体制を整備し、監査実施者の教育・訓練を行うなどの取組が行われている。

図表 I - 3 - 9 <会計監査人の規模別上場金融機関数（令和5年3月末）>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 10 <会計監査人の規模別上場金融機関の時価総額（令和5年3月末）>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

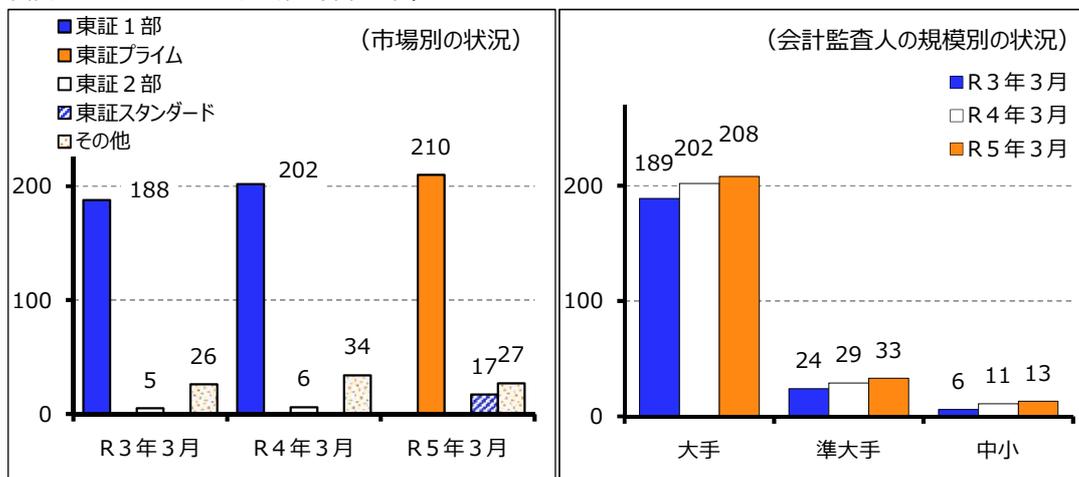
(4) IFRS 適用会社の状況

令和5年3月末時点において、IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び当該会社の会計監査人の規模別の状況は、以下のとおりである（図表I-3-11）。

IFRS 適用会社は、その大部分が東証プライムに上場している。また、海外展開を行っている会社が多く、大規模なグローバルネットワークと提携している大手監査法人に監査が集中している。

この状況は、IFRS 適用を決定している会社（業務執行を決定する機関が IFRS の適用を決定して開示した会社）についても同様にみられる（図表 I - 3 - 12）。

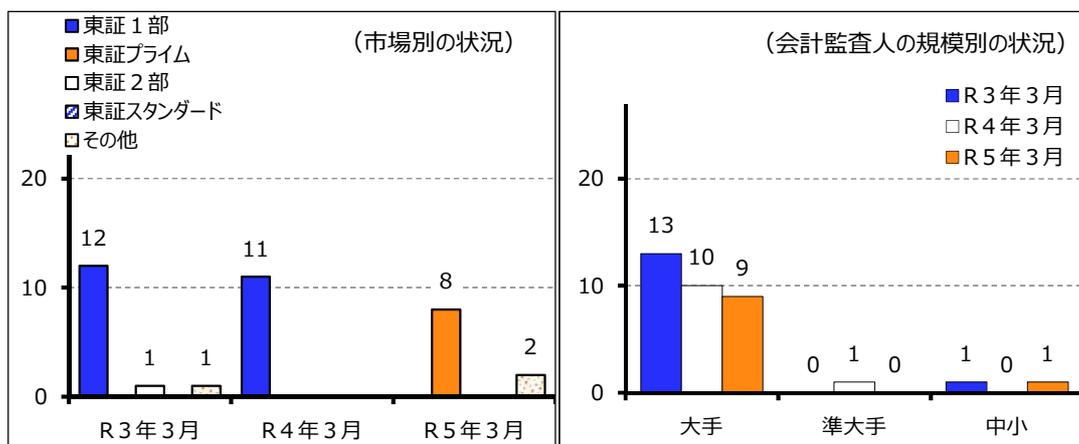
図表 I - 3 - 11 <IFRS 適用会社（単位：社）>



(注) 東証では令和4年4月から市場区分の変更を行ったため、図中に旧区分データを含む。

(資料) 取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 12 <IFRS 適用を決定して開示している会社（単位：社）>



(注) 東証では令和4年4月から市場区分の変更を行ったため、図中に旧区分データを含む。

(資料) 取引所データより審査会作成

(5) 新規上場 (IPO) 監査の状況

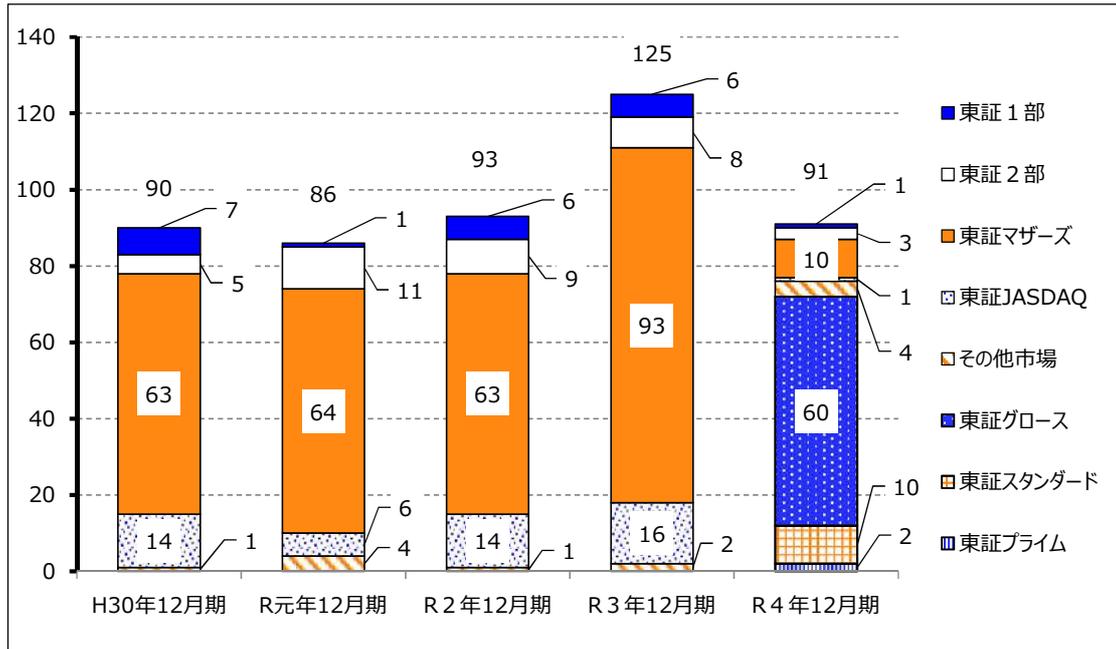
令和4年1月から令和4年12月までの期間（以下、「令和4年12月期」という。）における新規上場国内会社数（Tokyo Pro Market への上場を除く。）は91社だった。堅調な国内株価を背景に125社が上場した前期を下回っているが、近年の水準を維持した会社数となっている。なお、上場市場別では、東証マザーズや東証グロスへの上場が多い（図表 I - 3 - 13）。

監査事務所の規模別シェアをみると、大手監査法人が引き続き高い（図表 I - 3 - 14）。た

だし、大手監査法人内での法人ごとのシェアは変動しており、それぞれの法人の業務運営方針や IPO 業務の状況の変化等が反映されているものと考えられる。監査法人における IPO 監査の受嘱方針、組織体制等については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 (4) 監査業務を実施する組織体制 (69 ページ) を参照のこと。

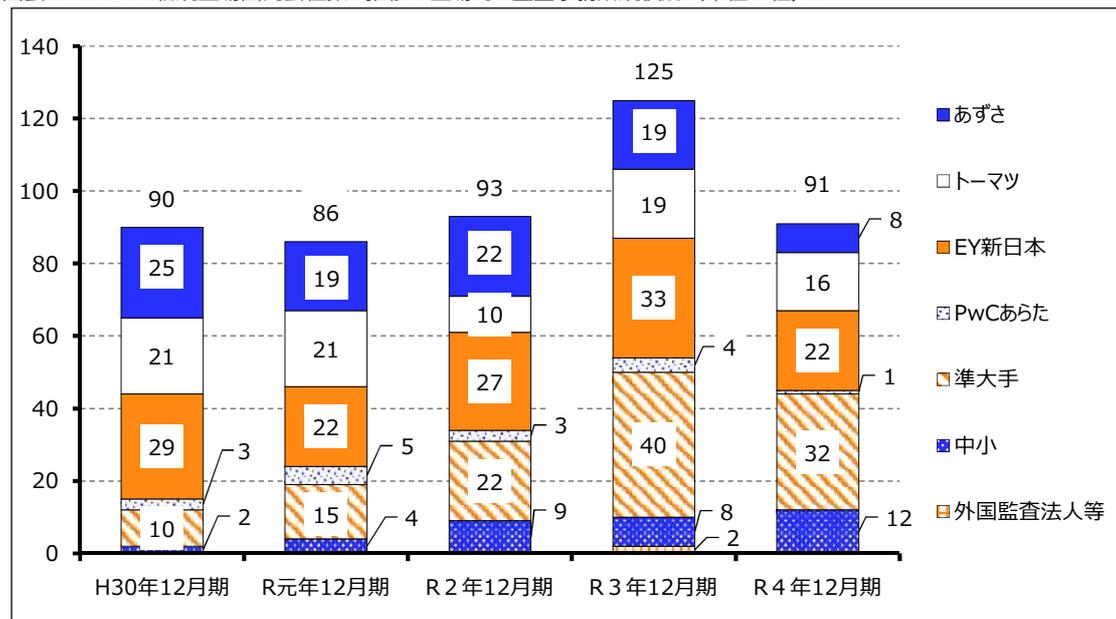
なお、令和 4 年 12 月期における、大手監査法人のシェアは 52%であり、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが増加する傾向にある。

図表 I - 3 - 13 <新規上場国内会社数の推移：上場市場別（単位：社）>



(資料) 取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 14 <新規上場国内会社数の推移：上場時の監査事務所規模別（単位：社）>

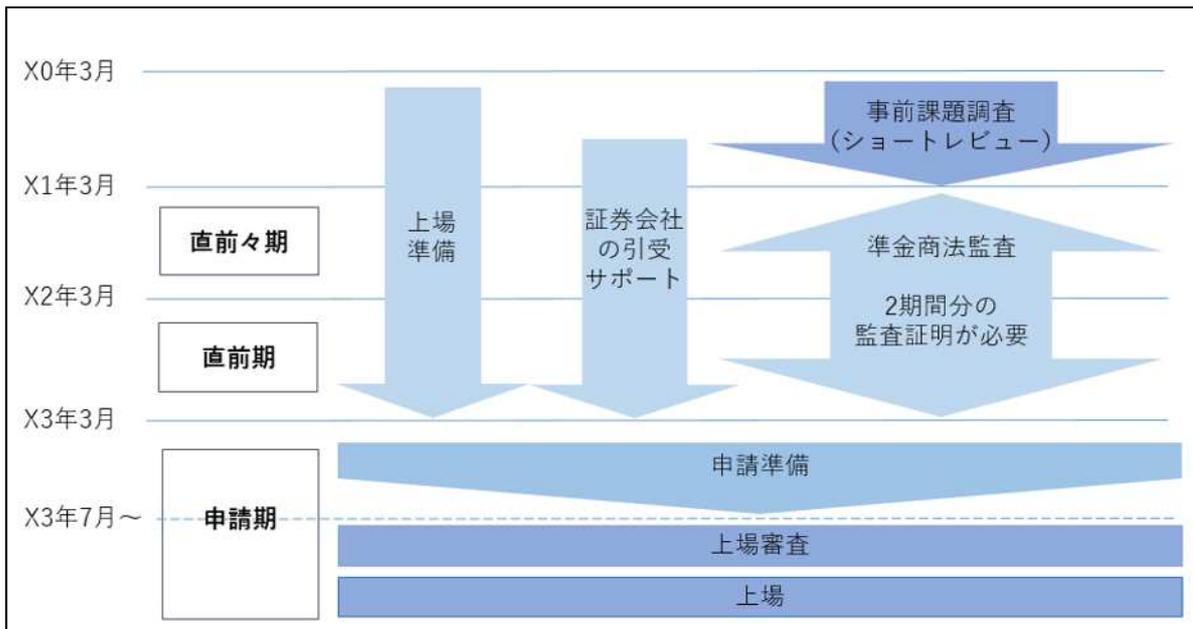


(資料) 取引所データより審査会作成

監査法人の多くは、IPO を支援することは企業を成長させ、経済社会の発展につながるため、IPO 監査を受嘱することを監査法人の使命として認識している。

ただし、IPO 監査は被監査会社の内部管理体制が脆弱である等の監査リスクが相対的に高い場合が多く、IPO の時点で既に不正な会計処理が行われていたような事案も認められた。これらを踏まえ、IPO 監査の受嘱に関しては通常よりもリスク評価等を厳格に対応する方針を取っている監査法人が多い。

図表 I - 3 - 15 <IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



（資料）審査会作成

■IPO 支援業務の状況■

株式の上場のためには、上場する期（申請期）の直前2期について、金商法第 192 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査（以下「準金商法監査」という。）が必要とされている。また、準金商法監査契約の締結前には一般的に事前課題調査（ショートレビュー）を実施することにより、上場に向けた課題を洗い出し、課題を解決していくことが上場準備作業の大まかな流れである。当該事前課題調査や課題を解決していくためのサポート業務を公認会計士・監査法人に依頼することも多く、公認会計士・監査法人は当該業務を非監査業務として受嘱している。公認会計士・監査法人が非監査業務として実施する IPO 関連の支援業務としては、例えば以下がある。

- ・事前課題調査（ショートレビュー）
- ・経営管理体制構築支援
- ・内部統制構築支援
- ・決算早期化支援
- ・上場申請書類の作成支援